

飲食店経営者（組合員）で食品衛生推進員（www.city.katsushika.la.jp）が、飲食店の店舗探しから、店舗設計、施工、許可申請、開業に至るまでの法的対応処理を含めてアドバイス・コンサルティングを致します。

1- 飲食店舗をお探しの方へ

飲食店舗を探す際に、当該店舗がお考えの営業形態に相応する営業許可書（保健所・警察署）を取得することが可能か否かを事前に確認する必要があります。

業種・業態によっては、営業許可書の取得することが出来ない地域・立地・物件の諸条件があります。

ご希望の業種・業態をお聞きした上でご意向にそう物件をお探しいたします。

2- 許可申請をなさりたい方へ

飲食店は、いかなる場合に於いても営業を開始する前に所轄保健所の「営業許可書」を必ず取得することが法的に義務付けられています。[食品衛生法]

接待営業を伴う店舗や深夜 12 時以降においても営業を行う飲食店舗においては、それぞれに「社交飲食店営業許可証」を取得、若しくは「深夜酒類営業届出書」（略称）を提出することが法的に義務付けられています。[風俗営業適正化法] 又、店舗の業種・業態やビルの構造や階層によっては、防火管理者の選任が必要になり所定の手続きを要する場合があります。[消防法]

ご相談の上、ご意向にそう形で、全ての監督官庁への手続きを代行いたします。

3- 各種工事をなさりたい方へ

内装工事や厨房・防水工事をする際には、各種の法的規制をすべてクリアすることが必要になります。もし、工事した後で監督官庁の検査を受けて不適合と判断された場合は、再度工事をやり直さなければなりません。そのような事態が起きないように、アドバイス・コンサルティングを致します。

規制を受ける法律—食品衛生法、消防法、風俗営業適正化法、建築基準法 尚、看板に関しても、地域によっては 都条例の規制がかかる場合があります。

ご相談の上、ご意向の工事内容に適切な施工会社をご紹介します。

4- 宣伝をなさりたい方へ

お店の宣伝活動には、様々な媒体がありますが、チラシ・パンフレット、POP 広告、ホームページの作成といった方法があります。ご相談に応じて適切な方法で安価なご予算にてご提供させていただきます。

5-団体保険制度への加入されたい方へ

食中毒賠償と総合賠償の共済制度保険に加入できます。

*年間売上高 2,000 万円~3,000 万円未満の一般飲食店・居酒屋の場合

(1) 食中毒賠償事故のみ補償=エコノミープラン

年間 2,060 円の掛け金で 5,000 万円まで補償 (一ヶ月の掛金 172 円)

・オプションで休業補償も追加できます

(例えば、支払限度 10 日間.保険金 35 万円で年間保険料 680 円)

(2) 総合賠償、[食中毒賠償事故+施設賠償事故+受託物賠償事故+人権侵害・ 宣伝障害+第三者医療費用の補償]=ワイドプラン

年間 11,000 円の掛け金で、食中事故を含め総額 2 億円まで補償(SS 型)

・オプションで休業補償も追加できます (保険料、保険金はエコノミープランと一緒に)

お問い合わせ

北かつしか社交飲食連合会

〒125-0061

東京都葛飾区亀有 1-26-26-505

Tel: 03-5647-7173

Fax: 03-5647-7174